

第9回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和4年9月29日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人	7番 柳田 隆喜 委員 8番 甲斐 奉文 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和4年第9回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は、5番中田辰美委員、10番菊池勇夫委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は12名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしく願いいたします。
議長	<挨拶> それでは日程表に従いまして、令和4年第9回総会を進行していきます。 日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。7番柳田隆喜委員、8番甲斐奉文委員、よろしく申し上げます。 続いて日程第2、会期の日程は、令和4年9月29日、本日1日といたしますがよろしいですか。 〈異議なし〉 異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。 それでは日程第3、議案審議に移ります。 議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	2ページをお開きください。議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 4 年 9 月 29 日提出、美郷町農業員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 98 番から 102 番までの 5 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

受付番号 98 番と 99 番は譲受人が同一であるため、同時に説明をお願いします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号 98 番と 99 番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町北郷黒木の 37 歳の方です。譲受人は県外からの I ターン者です。今までは北郷黒木の方に賃貸で住んでいましたが、今回条件に合った物件が見つかったということで引っ越すことになり、その周辺農地の所有権移転の申請となります。

受付番号 98 番。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 56 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字米花、田 1 筆、177 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は保全管理となります。

受付番号 99 番。譲渡人が、延岡市の 60 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字今別府、田畑あわせて 13 筆、6,118 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稲と野菜となっております。

契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、現在自作地・借入地はありません。家畜もありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木謙志
委員

9 番、黒木です。譲受人は先程の説明のとおり、愛知県からの I ターン者で、黒木地区に 2 年程住んでいましたが、現在は入籍予定の方と同居しております。99 番の譲渡人は現在延岡市に住居を構え住んでいます。今後も北郷には帰る予定がなく、今回、住居・山林・田畑すべてを処分したいということで、譲受人と話し合いがあったようです。農地の現状は、現在親戚の方が一部で栗を栽培し、椎茸の人工ほた場を作って利用しています。人工ほた場については、当分親戚の方が利用するというので同意を得ているということです。田畑は数年放置状態で、今後は譲受人が少しずつ元に戻して利用するというのでした。98 番の申請地は、住居の進入路に隣接しており、譲受人にとって今後必要になる土地ではないかと親戚の方からアドバイスがあり、譲渡人も今後利用する予定がないため売買の話がまとまったということでした。今回の申請に関しては、町の空き家バンクの情報で知ったということです。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 98 番と 99 番について、質

疑のある方は挙手を言をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 98 番と 99 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 100 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 100 番です。申請人の譲受人が、門川町の 32 歳の方。譲渡人が、神奈川県の方になります。申請地は、北郷入下字寺川内と広田、田畑あわせて 7 筆、2,681 ㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻と野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 ㎡。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。譲受人は現在門川町に住所を置いて延岡で教職員をしていますが、I ターンで移住したいということで今回の申請となりました。美郷町に転入する時期は、令和 6 年頃を予定しているということです。この間購入した住居をリフォームすると聞いており、移住してくることは確実と判断します。7 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。ただ今の事務局の説明のとおり、譲受人は学校の先生をしており、リフォームが終了後に転入してくるそうです。譲渡人は数年前に父親から相続しましたが、県外に住んでいるため町の空き家バンクに登録していたところ、今回の話になったということです。譲受人は元々田舎暮らしに興味を持っており、将来は耕作しながら仕事を進めていきたいということでした。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 100 番について質疑のある方は挙手ををお願いします。

藤田委員

はい。

議長

どうぞ。

藤田委員	3 番、藤田です。事務局にお伺いします。町外の I ターン者が購入するときと町内の方が購入するときは、下限面積は違うんですか。
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局員	移住定住の方の場合は、下限面積は 1a となっております。町内の方が取得する場合は、下限面積は 3 反となっております。以上です。
議長	藤田委員、よろしいですか。
藤田委員	はい。
議長	私からひとついいですか。令和 6 年に転入してくるということですが、これが延長になった場合は問題ないんですか。
事務局員	先程令和 6 年頃転入予定と説明しましたが、政策推進室の空き家バンク担当との相談・協議を経て、すでに譲渡人と売買契約が結ばれています。農業委員会事務局としては、必ず移住してくるであろうという判断で、今回の案件として上程させていただきました。以上です。
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いですので採決に移ります。受付番号 100 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>〈全員、挙手〉</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 101 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	8 ページをお開きください。受付番号は 101 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 74 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 96 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字鹿猪谷、田 2 筆、663 m ² であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は保全管理となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 5,645 m ² 。家畜はありません。家族総数 6 名の労力 2 名となっております。申請地は、現状譲受人が草刈り等行っており保全管理状態ですが、後々は息子さんの住居を建設したいと考えているようです。今回の申請について、転用申請の話をしたのですが、そこまで計画が

煮詰まっていないため、所有権移転のみということでした。譲渡人の96歳という年齢等も考慮しまして致し方無いと判断しました。9ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13番、藤本です。この件については、以前から私の方に相談がありました。面積に対して金額が大きいと思われませんが、ゆくゆくは家を建てるために購入を考えていた土地で、双方納得しております。今までも草刈り等管理をしておりましたので、問題ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号101番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号101番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号102番の説明をお願いします。

事務局員

10ページをお開きください。受付番号は102番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷黒木の67歳の方。譲渡人が、美郷町北郷黒木の85歳の方です。申請地は、北郷黒木字板ヶ原、田3筆、1,434㎡であります。申請理由は貸借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ10,016㎡。家畜はありません。家族総数3名の労力2名となっております。11ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

柳田委員

7番、柳田です。譲受人はこの地区において農地の請負人です。譲渡人は高齢で農地の管理ができないことから、隣接する譲受人に管理をお願いすることになったようです。問題ないと考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号102番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 102 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 27 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

12 ページをお開きください。議案第 27 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 4 年 9 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 103 番と 104 番の 2 件となります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号は 103 番です。申請人は、門川町の 61 歳の方です。申請地は、南郷神門字椀藪、畑 1 筆、481 m²であります。申請の理由は、申請地は父が 50 年ほど前に植林したもので、この度当該地の伐採手続きを進めていたところ、転用手続きが行われていないことが判明したためとなっております。転用後の用途は杉の植林。転用の時期は、50 年ほど前の昭和 47 年月日不詳完了となっております。15 ページが地籍集成図 16 ページが始末書、17 ページが現況写真になります。本件については、過去に農業公共投資のされていない小集団の農地であり、申請書の内容から判断し条件は満たしています。始末書も添付されていることから、追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

事務局員

事務局から説明させていただきます。この件については、用水路の改修工事のために伐採させてほしいと所有者に連絡があったそうです。所有者の方も、地元のことなので協力するという事だったんですが、その際に農地であることが判明したため、今回の転用追認申請になりました。本人と周辺の方とも話は出来ておりますので、問題ないと考えています。以上です。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 103 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 103 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 104 番の説明をお願いします。

事務局員

18 ページをお開きください。受付番号は 104 番です。申請人が、美郷町南郷水清谷の 74 歳の方です。申請地は、南郷神門字上名木、畑 2 筆、182 m²であります。申請の理由は、農地法の許可を受けずに進入路として利用し、物置を建築していたことが判明したため今回の追認申請となりました。転用後の用途は、物置と進入路になります。転用の時期は、着手年月日は不明、完了は進入路が昭和 38 年、物置が平成 5 年となっております。19 ページが地籍集成図ですが、申請地の西側に農地がありますが、物置が平屋建てであることと、申請農用地の東側に設置されていることから、日照に影響はないと考えます。20 ページが始末書、21 ページが現況写真になります。本件は、申請書等の内容から判断して条件を満たしており、過去に農業公共投資のされていない小集団の農地であり、始末書も添付されていることから追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

4 番、田野です。申請人は水清谷に住んでいる方です。会って話を聞いたんですが、前の所有者から遺贈を受けたそうで、今は物置ですが昔は人が住んでいて、貸家にもしていたそうです。本人もそのくらいしかわからないということをおっしゃっていました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 104 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 104 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

以上で、すべての審議を終了いたしますが、会を閉める前にひとつ提案をさせていただきたい。

先程挨拶でも述べさせていただきましたが、今回の台風 14 号で、農地・農道・

畦畔等相当な被害が発生しております。農業委員会としても町と一緒に取
り組んでいかなければならないと考えております。町に対して早期の復興を要望
したいと考えていますが、皆さんの同意が得られれば、農業委員会連名で町に対
して要望書を出したいと思っております。どうでしょうか。

〈異議なし〉

ありがとうございます。事務局と相談いたしまして、内容についてはこちらに
一任という形でお願いしたいと思います。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和4年第9回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 柳田 隆喜

美郷町農業委員会 委員 甲斐 奉文

